海外へ転出される方・海外から転入された方へ

川越市マスコットキャラクター　ときも

国民年金手続きのご案内

＜国民年金の適用について＞

国民年金に加入しなければならない人は、日本国内に住所がある２０歳以上６０歳未満の人です。
（３種類に区分されています。）

- 第１号被保険者　…日本国内に住所のある２０歳以上６０歳未満の人
- 第２号被保険者　…厚生年金の被保険者本人・共済組合の組合員または加入者
- 第３号被保険者　…第２号被保険者に扶養されている２０歳以上６０歳未満の配偶者

★海外へ転出される方の手続き★

日本人で日本国内に住所がある２０歳以上６０歳未満の国民年金第１号被保険者の方は、
「日本国内に住所を有しなくなった翌日」に、国民年金の資格は喪失となります。
ただし、本人の希望により、申出をした日から任意加入することもできます。（６５歳まで可能）

下記に該当する方は手続きが必要です

□ **任意加入を希望する方　➡　協力者が必要です。**
原則として親族が協力者となります。
協力者がいない場合などは、最終住所地を管轄する年金事務所に相談してください。
（口座振替での納付となります。）

□ **すでに年度分の国民年金保険料を前納している方　➡　還付となります。**
資格喪失（海外転出日の翌日）の翌月以降の保険料はいったん還付となります。
任意加入した場合、あらためて協力者宛に納付書が送付されます。
ただし、資格喪失日（海外転出日の翌日）と任意加入の資格取得日（申出日）が同日の場合は、
申出により還付せず、任意加入としての納付に充当することができます。

□ **口座振替、クレジットカードで納付していた・付加保険料を納付していた方　➡　自動で終了となります。**
任意加入をし、引き続き口座振替、クレジットカード納付・付加保険料納付を希望する場合は
再度手続きが必要です。

★海外から転入される方の手続き★

日本人で海外に居住している２０歳以上６０歳未満の人（第２号、第３号被保険者を除く）は、
「日本国内に住所を有した日」から国民年金第１号被保険者となります。ただし、本人の届出が必要です。
また、海外に居住している間に任意加入をしていた場合も手続きが必要となります。

下記に該当する方は手続きが必要です

□ **任意加入中に国民年金保険料を前納している方　➡　還付となります。**
海外転入した場合、資格取得月以降いったん還付となり、あらためて納付書が送付されます。
ただし、申出により還付せず強制加入としての納付に充当することができます。

□ **任意加入中に口座振替、クレジットカードで納付していた・付加保険料を納付していた方**
引き続き口座振替、クレジットカード納付・付加保険料納付を希望する場合は再度手続きが必要です。

◆ご不明な点は下記へお問い合わせください◆

＜お問い合わせ先＞　日本年金機構　川越年金事務所
〒350-1196
川越市脇田本町８－１　U_PLACE５階
電話（049）242-2657（代表）
FAX（049）245-8919

川越市役所　市民課国民年金担当（本庁舎１階）
〒350-8601
川越市元町１－３－１
電話（049）224-5764（直通）
FAX（049）226-5091（直通）